

核燃料サイクル工学研究所 防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

核燃料サイクル工学研究所は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第13条の2第1項の規定に基づき、当研究所で実施した防災訓練について、その実施結果を取りまとめ、本日、原子力規制委員会に報告いたしました。

また、原災法に基づきその要旨を以下のとおり公表します。

機構といたしましては、今後とも、核燃料サイクル工学研究所の原子力防災対策に万全を期してまいります。

1. 報告内容 : 核燃料サイクル工学研究所 防災訓練実施結果（対象：令和7年度）

2. 報告年月日：令和8年 4月 22日

別紙1：防災訓練の結果の概要（総合訓練）

別紙2：防災訓練の結果の概要（個別訓練（その他の訓練））

防災訓練の項目	総合訓練	総合訓練	個別訓練 (その他の訓練)
防災訓練実施年月日	令和8年1月30日	令和8年1月30日	令和7年8月21日～ 令和8年1月23日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	(第1部訓練) 警戒事態に該当する地震の発生を起点として、高レベル放射性物質研究施設(CPF)において施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に進展する恐れのある原子力災害を想定	(第2部訓練) 高レベル放射性物質研究施設(CPF)において起因事象が発生し、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に進展する原子力災害を想定	原災法第15条事象が発生し、高放射線環境下における現場での応急措置が必要となる事態を想定
防災訓練の内容	総合訓練に以下の個別訓練を組み合わせて実施 ・要員参集訓練 ・通報訓練 ・環境モニタリング訓練 ・避難訓練 ・救護訓練	総合訓練に以下の個別訓練を組み合わせて実施 ・通報訓練	遠隔機材の操作訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり	別紙1のとおり	別紙2のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり	別紙1のとおり	別紙2のとおり

以上

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本訓練は、核燃料サイクル工学研究所（以下「核サ研」という。）原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）に基づき実施した。

また、訓練実施方法を2部制として実施した。第1部は、震度6弱の地震を起因とする複数事象の発生を想定し、現地対策本部及び機構対策本部の緊急時対応能力を検証した。第2部は、現場の実動は行わず、特定事象の発生に伴う原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）への通報連絡や機構内への情報共有等の現地対策本部における対応能力を検証した。

なお、第1部訓練は、同一地域複数事業所同時発災を想定した訓練として、日本原子力発電株式会社東海発電所・東海第二発電所（以下「原電」という。）と合同で実施した。

1. 訓練目的

本訓練では、原子力防災訓練中期計画に基づき、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の対象施設において緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）事象を含む複数事象の発生を想定し、原子力災害発生時の原子力防災組織が有効に機能すること及び前年度から改善を図った事項の有効性を確認した。

2. 達成目標

（1）現地対策本部

- ① 同一地域複数事業所かつ複数施設同時発災時の情報共有の習熟及び新たな改善事項や良好事例の抽出を図ること。【第1部訓練】
- ② EAL 事象を含む複数事象発生やマルファンクション等を組み合わせて想定したシナリオにおいて、現場における実動での災害応急活動及び現地対策本部での機構内外への情報共有の習熟を図ること。【第1部訓練】 【第2部訓練】
- ③ 他事業所発災を踏まえた防護措置等に係る対応を確認すること。【第1部訓練】
- ④ ERC 対応班は、訓練等を通じて ERC への情報提供の習熟を図ること。【第1部訓練】
- ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。【第1部訓練】

（2）機構対策本部

- ① 機構対策本部の ERC 対応ブース¹の統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。
【第1部訓練】 【第2部訓練】
- ② 同一地域複数事業所同時発災を踏まえた情報連携ができること。【第1部訓練】
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。【第1部訓練】 【第2部訓練】

3. 主な検証項目

（1）現地対策本部

- ① オフサイトセンター（以下「OFC」という。）要員は、原電からの発災情報を積極的に収集して機構対策本部及び現地対策本部内へ共有できること。【第1部訓練】

¹ 統合原子力防災ネットワークシステムを介して ERC と情報共有するための専用ブース

- ②-1 現地対策本部は、現場対応班から発信されるプラントや発生事象の状況等の情報を集約し、機構対策本部へ「発生事象状況確認シート」や「事象進展対策シート」等の視覚情報を用いて共有できること。【第1部訓練】
- ②-2 現場対応班長は、マルファンクションに対し、必要な対応を指示できること。【第1部訓練】
- ②-3 現地対策本部は、通報文等による機構内外への通報連絡ができること。【第1部訓練】
【第2部訓練】
- ③ 現地対策本部は、発生事象の状況把握と進展予測を行うとともに、原電での発災情報を踏まえた措置を指示できること。【第1部訓練】
- ④-1 現地対策本部 ERC 対応者は、現地対策本部内の情報の整理・収集を行い、ERC への情報提供に備えることができること。【第1部訓練】
- ④-2 現地対策本部 ERC 対応者は、ERC からの質問や機構対策本部からの要請があった場合、または補足説明や訂正が必要と判断した場合は、災害対策資料等の視覚情報を用いて説明できること。【第1部訓練】
- ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。【第1部訓練】

(2) 機構対策本部

- ① 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。【第1部訓練】 【第2部訓練】
- ② 機構対策本部は、通報文や統合原子力防災ネットワークシステム等を介して収集した原電の事故状況を機構対策本部内に共有できること。また、機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、原電からの発話が優先される状況においても、核サ研の状況を ERC へ伝達できること。【第1部訓練】
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。【第1部訓練】 【第2部訓練】

4. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

○第1部訓練： 令和8年1月30日（金）13:15～15:53

○第2部訓練： 令和8年1月30日（金）10:45～11:43

(2) 対象施設

BE 資源・処分システム開発部（以下「BE 部」という。）

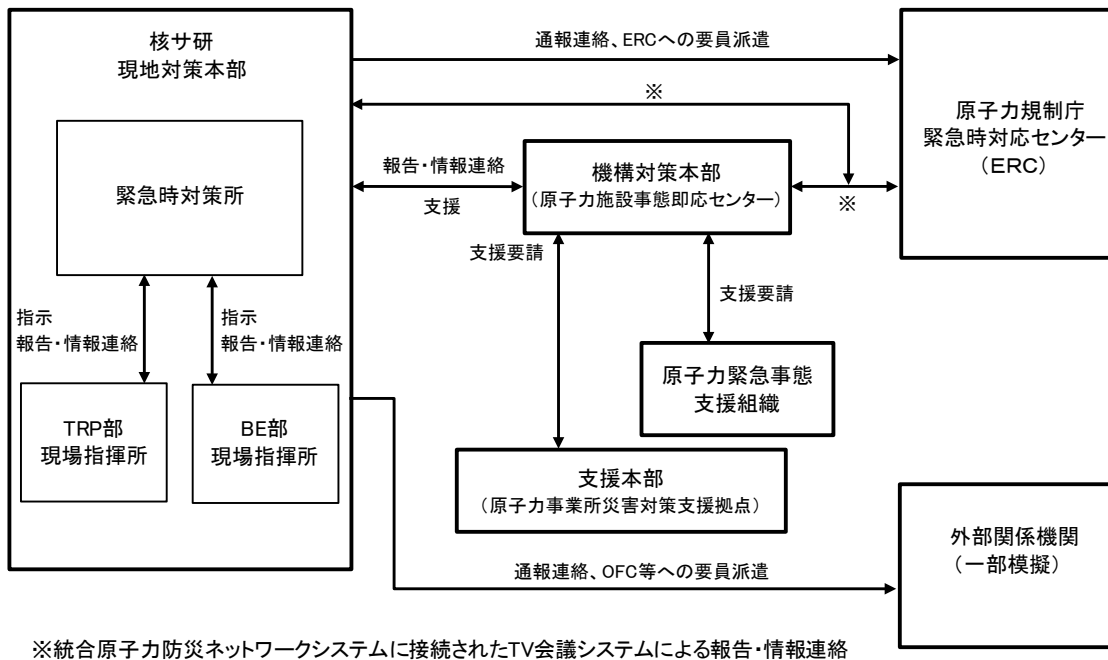
高レベル放射性物質研究施設（以下「CPF」という。）

TRP 廃止措置技術開発部（以下「TRP 部」という。）

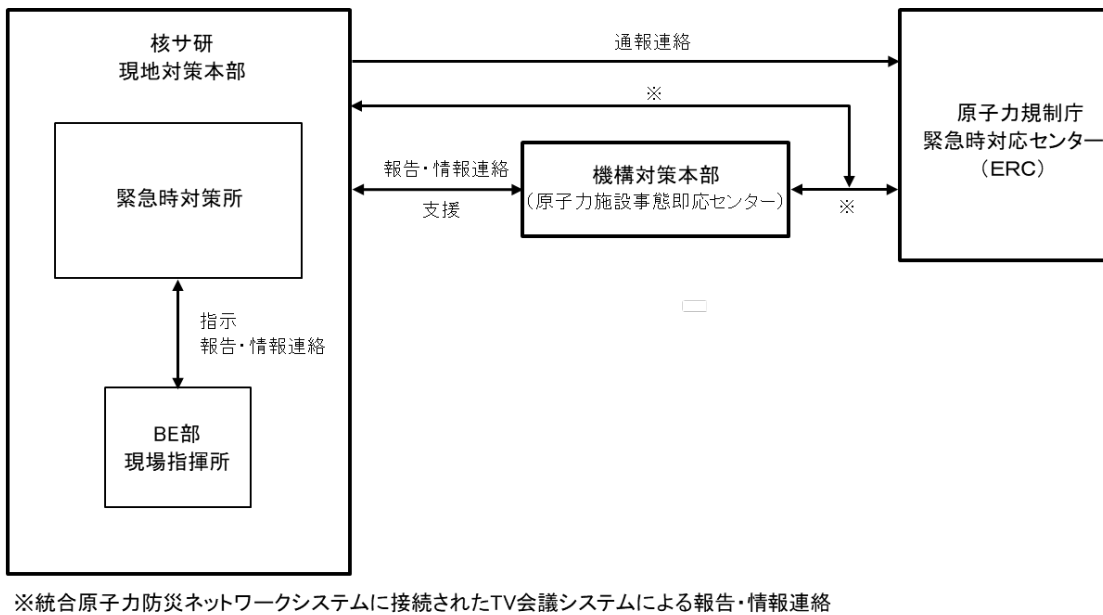
廃棄物処理場（以下「AAF」という。）

5. 実施体制、評価体制及び参加者

(1) 実施体制【第1部訓練】



(2) 実施体制【第2部訓練】



(3) 評価体制

- 評価のためにチェックリストを作成し活用した。
- 機構の訓練モニタ及び外部機関の有識者により、第三者の視点から課題の抽出を行った。また、現場実働訓練の評価として、現場対応班長及び現場作業員を評価するため、現場に訓練モニタ（以下「現場モニタ」という。）を配置した。現場モニタは現場経験を3年以上有する者から選出した。
- 訓練参加者による反省会等を通して実施状況进行评估した。

(4) 参加者【第1部訓練】

- 参加人数 : 1,675名

<内訳>

- ・ 現地対策本部 : 100 名
- ・ BE 部 現場対応班 : 54 名
- ・ TRP 部 現場対応班 : 74 名
- ・ 機構対策本部 : 30 名
- ・ リエゾン : 3 名
- ・ 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「OFC」という。） : 2 名
- 訓練評価者（訓練モニタ及び外部機関の有識者）
 - ・ 外部機関の有識者及び核サ研外の拠点から選出した訓練モニタ : 6 名
 - ・ 核サ研から選出した現場モニタ（現場実動訓練の評価） : 4 名
- その他（避難訓練のみ参加した核サ研従業員等） : 1,402 名

(5) 参加者【第2部訓練】

- 参加人数 : 108 名
- <内訳>
 - ・ 現地対策本部 : 58 名
 - ・ BE 部 現場対応班 : 30 名
 - ・ 機構対策本部 : 15 名
- 訓練評価者（訓練モニタ及び外部機関の有識者） : 5 名

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

6. 1 第1部訓練

(1) 前提条件

- ① 事象発生時間帯
 - ・ 平日の勤務時間帯
- ② 施設の状況
 - ・ CPFのCA-3セルにおいて、「常陽」照射済燃料の加熱・溶解試験を実施中。

(2) 事象概要

時刻	CPF	AAF
13:15 訓練開始	【AL<地震発生（東海村で震度6弱）>】	
13:15		<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者発生（意識朦朧、外傷なし） ・ 119 通報実施
13:19	・ 現地対策本部を設置	
	・ CPF 管理区域内の通路から更衣室間の扉が故障により通行不可	
13:20	・ CPF の排気モニタ (I-129) 警報吹鳴を確認	

時刻	CPF	AAF
	・群馬県赤城山噴火(降灰予報なし)	
13:21		・床面に汚染を確認
13:22	・ CPF 排気第 1 系統の差圧低下 (0.65kPa→0.5kPa)を確認	
13:24	・ 現地対策本部から機構対策本部へモニタリングカーと要員の支援要請	
13:25	・ CPF の操作室 A(管理区域)から作業員が退域 ・ CA-3 セル内の試験装置(照射済燃料の加熱・溶解装置)の電源切り忘れ(冷却装置未稼働)を確認	
13:38	・ 閉塞している扉のこじ開け作業を開始	
13:39		・ 研究所救急車が AAF に到着
13:47		・ 研究所救急車が負傷者を乗せて外部医療機関へ出発
14:00	・ 降灰予報(詳細) 降灰量多量、東海村到達予想時刻 18:00	
14:02	・ 原子力科学研究所(以下「原科研」という。)よりモニタリングカーと要員到着	
14:06	・ 現地対策本部から各部へ降灰対策を指示	
14:10	・ CPF の閉塞していた扉のこじ開け作業完了	
14:11	・ CA-3 セル内の試験装置の電源 OFF 完了	
14:15	・ 排気第 1 系統確認のため作業員が排風機室へ到着	
14:23		・ 汚染した床面の除染完了
14:24	・ 排気第 1 系統の No 1 フィルタユニットのバルブ閉止完了	
14:26	・ 排気第 1 系統の No2 フィルタユニットの差圧が大きく揺れていることを確認(0.05～0.1kPa)	
14:30	・ 排気第 1 系統の No2 フィルタユニットのバルブ閉止完了(排気第 1 系統の差圧復帰(0.5kPa→0.65kPa))	
14:37	・ CPF 排気モニタ(I-129)の指示値が通常時に復旧	
14:50	・ 地震発生(東海村で震度 5 強)	
15:10	・ 地震発生(東海村で震度 5 強) ・ 降灰予報(詳細)	

時刻	CPF	AAF
	降灰量やや多量、東海村到達予想時刻 18:00	
15:21	プレス発表開始	
15:22	・原電での GE 事象を受け、現地対策本部から各部へ退避を想定した保安体制の検討を指示	
15:47	プレス発表終了	
15:53	訓練終了	

AL：警戒事態 GE：全面緊急事態

6. 2 第2部訓練

CPF の CA-3 セルにおいて、「常陽」照射済燃料を電気炉で 1000℃超に加熱する試験を実施中に、東海村震度 6 弱の地震が発生し、排気モニタ (I-129) の指示値が上昇する。その後、排気モニタ (I-129) の警報が吹鳴し、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に進展する原子力災害を想定した。

(1) 前提条件

①事象発生時間帯

- ・平日の勤務時間帯

②施設の状況

- ・CPFのCA-3セルにおいて、「常陽」照射済燃料を電気炉で1000℃超に加熱する試験を実施中

(2) 事象概要

時刻	CPF
9:30	・ CPF の CA-3 セルにおいて、「常陽」照射済燃料を電気炉で 1000℃超に加熱する試験を実施中
10:55	【AL<地震発生（東海村で震度 6 弱）>】
10:55	・ 排気モニタ (I-129) の指示値が上昇
10:59	・ 現地対策本部設置
※以上は訓練前付与情報	
11:00 訓練開始	・ 排気モニタ (I-129) 警報吹鳴 ・ 排気第 1 系統の差圧低下 (0.65kPa→0.1kPa) を確認
11:05	・ 原災法通報基準値超えを確認 (通報基準値: 2.1×10^5 cpm) 【SE02/GE02<気体放射性物質の異常放出>を原子力防災管理者(現地対策本部長)が判断】
11:08	・ 排気第 1 系統のフィルタ閉止措置準備を開始
11:20	・ 排気第 1 系統のバルブ閉止措置開始

時刻	CPF
11:25	・排気第1系統のバルブ閉止措置完了 ・排気第1系統の差圧復帰(0.1kPa→0.65kPa)
11:30	・排気モニタのろ紙交換作業完了
11:32	・排気モニタ (I-129) 指示値が通常の値に復旧 【原子力防災管理者(現地対策本部長)が SE02/GE02 の該当条件を下回ったことを確認】
11:43	訓練終了

AL：警戒事態 SE：施設敷地緊急事態 GE：全面緊急事態

7. 防災訓練の項目

総合訓練

8. 防災訓練の内容

防災業務計画に基づき、核サ研と機構本部との合同による総合訓練を実施した。なお、以下の各訓練は、シナリオ非提示型訓練として実施した。

8. 1 第1部訓練

【総合訓練】

(1) 現地対策本部における訓練

- ① 情報共有訓練
- ② 応急措置訓練
- ③ 広報対応訓練
- ④ 関係機関への派遣対応訓練
- ⑤ 原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練

(2) 機構対策本部における訓練

- ① 機構内及びERCとの情報共有訓練
- ② 原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力緊急事態支援組織との連携訓練

【個別訓練】

- ① 要員参集訓練
- ② 通報訓練
- ③ 環境モニタリング訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 救護訓練

8. 2 第2部訓練

【総合訓練】

(1) 現地対策本部における訓練

- ① 情報共有訓練
 - ② 応急措置訓練
- (2) 機構対策本部における訓練
- ① 機構内及び ERC との情報共有訓練

【個別訓練】

- ① 通報訓練

9. 訓練結果の概要及び個別評価

各訓練の実施内容及び評価は以下のとおり。

9. 1 第1部訓練

【総合訓練】

(1) 現地対策本部における訓練

- ① 情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) BE部現場対応班は、事象の進展状況、応急措置の実施状況等について、「発生事象状況確認シート²」、「事象進展対策シート³」等を用いて、機構TV会議システムと書画装置で視覚的に現地対策本部内に情報発信した。
- (イ) TRP部現場対応班は、負傷者の発生状況や搬送状況等について、図やメモ用紙を用いて、機構TV会議システムと書画装置で視覚的に現地対策本部内に情報発信するとともに、適時、現地対策本部のホットラインへ情報発信した。
- (ウ) BE部現場対応班は、機構TV会議システムを通じて、時刻と併せて発生事象を説明するとともに、「発話ポイント」に示されている施設の状況、発生事象の進展予測、応急措置の進捗状況等について説明した。
- (エ) 現地対策本部は、現場対応班から、「発話ポイント」に示されている発生事象の進展予測、応急措置の進捗状況等の機構対策本部へ情報共有すべき内容に不足がある場合は、機構TV会議システム、書画装置または現地対策本部のホットラインを通じて確認し、機構対策本部へ情報発信した。
- (オ) 現地対策本部は、発生事象の状況や応急措置の実施状況等について、機構TV会議システムと書画装置により「発生事象状況確認シート」や「事象進展対策シート」等を用いて視覚的に機構対策本部へ情報共有した。
- (カ) 現地対策本部は、CPF排気モニタ警報吹鳴に係る応急措置の対応状況等の情報をまとめて BE部現場対応班とブリーフィングを行い、今後の応急措置の方針等の共通認識を図るとともに、機構TV会議システムと書画装置により機構内に情報共有した。
- (キ) 現地対策本部のERC対応者は、ERCと機構本部のやり取りを注視しつつ、現地対策本部内

² 発生した事象に対して全体を俯瞰した情報提供が行えるよう、EAL 事象の該当条件、事象進展を把握するために監視すべきデータ（水位、圧力、放射線モニタ指示値等）等を取りまとめた COP シート（Common Operational Picture；共通状況図）の1つ

³ 発生した事象の進展を防ぐための対応策（例：放射性物質の施設外漏えい時における放出停止措置等）をまとめた COP シートの1つ

の情報の収集・整理を行った。

- (ク) 現地対策本部のERC対応者は、機構対策本部の説明内容に補足・訂正があった場合や機構対策本部から回答要請があった場合に備え、説明に必要となる情報や資料を予測して災害対策資料等の説明資料を準備した。
- (ケ) 現場対応班は、機構TV会議システムで発話できない状況において、現地対策本部に派遣した現場情報専任者及び現場情報専任補助者によるホットライン等を通じて、発生事象の状況を現地対策本部内に情報共有した。
- (コ) 各作業班や現場情報専任者は記入例に従って、各作業班及び現場指揮所から収集した情報を「連絡書」に記載し、現地対策本部内に情報共有した。
- (サ) 現地対策本部は、機構対策本部から機構TV会議システムを通じて原電発災事象の情報を収集し、群馬県赤城山噴火事象も踏まえ各部へ保安要員を残し従業員の避難等を検討することを機構TV会議システム及び構内放送で核サ研内に指示した。

<評価>

- (ア) BE部現場対応班は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、視覚情報を用いて現地対策本部内に情報共有できた。
- (イ) TRP部現場対応班は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、視覚情報を用いて現地対策本部内に情報共有できた。
- (ウ) BE部現場対応班は、機構TV会議システムにおいて、「発話ポイント」を意識した発話ができた。
- (エ) 現地対策本部は、現場対応班から情報を集約し、「発話ポイント」を意識して機構対策本部へ情報共有できた。
- (オ) 現地対策本部は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、発生事象の状況、応急措置等について、視覚情報を用いて機構対策本部へ情報共有できた。
- (カ) 現地対策本部は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づきブリーフィングを行い、応急措置の対応状況等について機構内で情報共有できた。
- (キ) 現地対策本部のERC対応者は、現地対策本部内の情報を整理・収集し、ERCへの情報提供に備えることができた。
- (ク) 現地対策本部のERC対応者は、機構対策本部の説明内容に補足・訂正があった場合や機構対策本部から回答要請があった場合に備え、説明に必要となる情報や資料を予測して災害対策資料等の説明資料を準備することができた。
- (ケ) 現場対応班は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき機構TV会議システムで発話できない状況であっても、発災現場の状況についてホットライン等を通じて現地対策本部内に情報共有できた。
- (コ) 各作業班や現場情報専任者は記入例に従って「連絡書」の記載を行い、現地対策本部内に情報共有できた。
- (サ) 現地対策本部は、周辺原子力施設における発災情報について、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、機構対策本部からの情報共有系統を主とした情報収集を行い、原電の発災状況及び群馬県赤城山噴火を考慮した避難指示等の対応ができた。

上記を踏まえ、現場対応班及び現地対策本部の情報共有、並びに機構対策本部及びERCへの

情報共有について習熟が図られているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・他事業所でのSE・GE事象発生の通報連絡や火山噴火に伴う降灰予測情報を受けて、従業員の屋内退避、保安要員の確保とその他従業員の避難、降灰対策の指示・確認などを行ったが、残した各部の保安要員に対する防護措置等の対策も確認すべきだった。

【12. (1) 問題点①】

② 応急措置訓練

本訓練では現場対応能力向上のため、マルファンクションとして、地震の影響による「出入口扉の閉塞」をコントローラーから情報付与し、発災現場までのアクセスルートが実施できなくなる状況を設定し、現場対応班の退避ルートの選定及び入域方法、必要なリソースの配分、作業環境に応じた防護装備を検討・指示した。また、応急措置の対応として、「アクセスルートの確保作業（閉塞した扉のこじ開け作業）」及び「排気第1系統のNo1フィルタユニットのバルブ閉止作業」に係る作業を実動で実施した。

更に、応急措置対応中に、「排気第1系統のNo2フィルタユニットの差圧異常」をマルファンクションとしてコントローラーから情報付与し、現場対応班長からバルブ閉止作業等の検討・指示を行った。

<実施内容>

- (ア) BE部現場対応班長は、CPFの排気モニタ指示値上昇の傾向を注視しつつ、特定事象に係る進展予測を行った。また、応急措置に必要な資機材やアクセスルートの被災状況を把握するとともに、排気モニタ指示値上昇に伴うCPFの周辺区域の放射線量や放射性物質の放出状況について放射線モニタで監視し、「事象進展対策シート」に基づく応急措置（未然防止対策及び遅延対策）の実施の可否を判断して実施可能な応急対策（閉塞した扉のこじ開け作業、排気第1系統のNo1フィルタユニットのバルブ閉止作業及びろ紙交換作業）に係る現場対応を指示した。
- (イ) BE部現場対応班は、現場対応班長の指示に基づき、応急措置（排気第1系統のNo1フィルタユニットのバルブ閉止作業及びろ紙交換作業）に係るアクセスルートの確保作業（閉塞した扉のこじ開け作業）を行った。また、逐次ホットラインを通じて現場の作業状況について現場指揮所内に情報共有した。
- (ウ) BE部現場対応班長は、マルファンクションである地震の影響による「出入口扉の閉鎖」、応急措置中における「No2フィルタユニットの差圧異常」を受け、「事象進展対策シート」に基づき実施可能な応急措置（バールによる扉のこじ開け作業、フィルタユニットのバルブ閉止作業、ろ紙交換作業）の対応を指示した。また、作業完了できるようリソースの配分を行い、作業環境に応じた防護装備の検討・指示も行った。
- (エ) 現地対策本部は、BE部現場対応班から、応急措置（排気第1系統のNo1フィルタユニットのバルブ閉止作業、ろ紙交換作業）に係るアクセスルートの確保作業を行っていることを完了予定時刻と併せて説明を受けるとともに、ブリーフィングでその内容の要点をまとめて整理し、再確認した。

<評価>

- (ア) BE部現場対応班長は、発生事象の状況把握と進展予測を行うとともに、「事象進展対策シート」に基づき応急措置を指示できた。
- (イ) BE部現場対応班は、BE部現場対応班長の指示に基づき、応急措置を実施できた。また、現場指揮所と現場の作業状況等について現場指揮所内に情報共有できた。
- (ウ) BE部現場対応班長は、マルファンクションに対し、「事象進展対策シート」に基づき、必要な対応を指示するとともに、必要なリソースの配分及び作業環境に応じた防護装備の検討・指示を行った。
- (エ) 現地対策本部は、BE部現場対応班からの説明やブリーフィングにより応急措置の内容を確認できた。

上記を踏まえ、現場対応班及び現地対策本部の応急措置について、習熟が図られているものと評価する。

③ 広報対応訓練

<実施内容>

- (ア) 広報班は、CPFで発生した排気モニタ警報吹鳴に係る応急措置やAAFで発生した負傷者への対応状況等を踏まえてプレス発表時刻を現地対策本部内で調整し、現地対策本部内での確認及び機構内での確認を経て、プレス発表までにプレス文を作成した。また、核サ研内にプレス会場を設置し、模擬プレス発表を行った。
- (イ) プレス対応者は、発生した事象、応急措置の内容、環境への影響等について、専門用語には注釈を加え、図や表を用いて視覚的に説明した。

<評価>

- (ア) 広報班は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、プレス発表時刻までにプレス文を作成できた。また、核サ研内にプレス会場を設置し、模擬プレス発表ができた。
- (イ) プレス対応者は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、注釈や図表を用いて説明できた。

上記を踏まえ、現地対策本部のプレス対応について、習熟が図られているものと評価する。

④ 関係機関への派遣対応訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部は、CPFの発災状況から特定事象へ進展する可能性を考慮して、ERCへリエゾンを派遣した。また、ERCへ派遣されたリエゾンは、機構対策本部が実施するERCへの情報共有を支援するため、機構対策本部から共有される「発生事象状況確認シート」や「事象進展対策シート」等の視覚情報をERC内に提供するとともに、ERCへ補足説明を行った。
- (イ) 現地対策本部は、CPFの発災状況から特定事象へ進展する可能性を考慮して、OFCへ要員を派遣した。また、OFC要員は、原電からの発災情報を積極的に収集し、OFCの通信機器(PC・FAX)を用いて機構対策本部及び現地対策本部に情報共有した。

<評価>

(ア) 現地対策本部は、「原子力規制庁緊急時対応センターへのリエゾン派遣の役割について」に基づき、ERCへリエゾンを派遣できた。また、ERCへ派遣されたリエゾンは、「原子力規制庁緊急時対応センターへのリエゾン派遣の役割について」に基づき、機構対策本部からERCへの情報共有を支援できた。

(イ) 現地対策本部は、発生事象を踏まえ予め指名した要員をOFCへ派遣できた。また、OFC要員は、原電からの発災情報を積極的に収集し、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、OFCの通信機器(PC・FAX)を使用して、機構対策本部及び現地対策本部に情報共有できた。

上記を踏まえ、現地対策本部から関係機関への派遣対応について、習熟が図られているものと評価する。

⑤ 原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練

<実施内容>

現地対策本部は、CPF排気モニタ警報吹鳴の状況を踏まえ、機構対策本部へモニタリングカーと要員の支援要請を行い、原科研から派遣された要員に対し、CPFの事象進展に応じて、環境モニタリング強化に備えるように測定器の準備等を行わせた。

<評価>

現地対策本部は、防災業務計画に基づき機構対策本部へモニタリングカー及び要員の支援要請を行うとともに、原科研からのモニタリングカー及び要員を受け入れることができたことから、現地対策本部から支援拠点への支援要請について習熟が図られているものと評価する。

(2) 機構対策本部における訓練

① 機構内及びERCとの情報共有訓練

<実施内容>

(ア) 機構対策本部 ERC 対応ブースは、現地対策本部が発信した情報（機構 TV 会議システムでの発話内容（ブリーフィング情報含む。）及び書画装置や共有フォルダを用いて共有した「事象進展対策シート」等の視覚情報）を基に、発生事象、収束対応戦略等に関する内容を収集した。また、機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、情報収集担当者に指示し、ERC に対して提供すべき情報をホットラインによって収集した。

(イ) 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、収集した情報を確認し、発話者に対して ERC へ提供すべき事項を指示した。機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、書画装置により視覚情報を活用した上で、発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等に関する情報を ERC に対して提供した。また、原電の発話が優先され機構対策本部 ERC 対応ブースから発話ができない状況においても、リエゾンを經由して核サ研の情報を ERC へ提供した。

(ウ) 機構対策本部は、原電からの通報文や核サ研から OFC へ派遣された要員から携帯電話（災害優先電話）及び FAX で得た情報を基に、機構 TV 会議システムでの発話により機構内へ原電の状況を共有した。

<評価>

(ア) 機構対策本部は、「原子力規制庁緊急時対応センターとの接続時対応マニュアル」(以下「ERC 対応マニュアル」という。)に基づき、現地対策本部から発生事象等に関する情報を機構 TV 会議システムやホットライン等を活用することによって収集することができた。

(イ) 機構対策本部 ERC 対応ブースは、「ERC 対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」を意識して発生事象、収束対応戦略等の情報を ERC へ視覚的に分かりやすく共有することができた。また、原電の発話が優先される状況においても、リエゾンを通じて、核サ研の情報を ERC へ提供することができた。

(ウ) 機構対策本部は、原電の情報を収集し機構内へ共有することで、核サ研に対して必要な防護措置の実施を促すことができた。

上記を踏まえ、機構内及び ERC との情報共有に係る所作について習熟が図れているものと評価する。また、抽出された以下の良好事例を踏まえて原因分析を行い、改善を行う。

- ・ 統合防災NW上のTV会議において、他事業者からの発話が優先され、機構対策本部から発話ができない状況に至った。その状況において情報収集担当者(リエゾン窓口)は、リエゾン経由でERCへ情報を伝達することを提案し、統括者の指示の下で、連絡メモやトレンドグラフ等の核サ研の発災事象の進捗が分かる資料をリエゾンへ送付することで、ERCへ情報共有した。【12. (2) 良好事例①】

② 原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力緊急事態支援組織との連携訓練

<実施内容>

機構対策本部は、現地対策本部からの支援要請を受けて、支援本部となる原科研に対して原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び核サ研へのモニタリングカーの派遣を要請した。また、原子力緊急事態支援組織である福島廃炉安全工学研究所に対して遠隔機材の支援を要請した。原子力防災資機材や遠隔機材の準備状況、運搬状況については、支援本部及び原子力緊急事態支援組織から情報収集を行い、機構TV会議システムでの発話により現地対策本部へ情報提供を行った。

<評価>

機構対策本部は、「機構本部事故対策規則」に基づき、現地対策本部からの要請を受けて支援本部及び原子力緊急事態支援組織へ支援要請をするとともに、その準備状況を機構内へ情報共有できたことから、支援要請対応について習熟が図れているものと評価する。

【個別訓練】

① 要員参集訓練

<実施内容>

(ア) 震度6弱の地震情報を受け、TRP部、BE部及びMOX燃料技術開発部の現場指揮所構成員は各現場指揮所へ参集し、現場指揮所を立ち上げた。その後、TRP部長及びBE部長は、現場での発災状況を踏まえ、現場対応班を設置した。

(イ) 震度6弱の地震情報を受け、現地対策本部構成員は緊急時対策所に参集した。また、所長

は、各作業班員の参集状況を確認して現地対策本部を設置した。

<評価>

(ア)TRP部長及びBE部長は、「事故対策手順」に基づき現場対応班を設置できた。

(イ)所長は、「事故対策規則」に基づき現地対策本部を設置できた。

上記を踏まえ、現場対応班及び現地対策本部の要員参集について、習熟が図られているものと評価する。

② 通報訓練

<実施内容>

原子力防災管理者（現地対策本部長）は、機構TV会議システムや書画装置を用いてCPF排気モニタ警報吹鳴に伴う指示値上昇の状況を把握するとともに、「発生事象状況確認シート」により発災状況を確認し、機構内外へ通報連絡を行った。

<評価>

現地対策本部は、事故発生状況について、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、機構内外へ通報連絡できた。

上記を踏まえ、現地対策本部からの通報連絡について習熟が図られているものと評価する。

③ 環境モニタリング訓練

<実施内容>

放管班は、CPF排気モニタ警報吹鳴の連絡を受け、平常時の環境モニタリング（風向、風速、空間 γ 線量率）に加え、モニタリングカー（1台）をCPF風下の核サ研敷地境界付近に配置し、空間 γ 線量率の測定、空気試料（ダスト、ヨウ素）のサンプリングを行った。また、原研から派遣された要員に対し、CPFの事象進展に応じて、環境モニタリング強化に備えるように測定器の準備等を行わせた。測定結果は、定期的に様式「環境放射線等監視結果」に取りまとめて現地対策本部へ報告した。

<評価>

放管班は、「緊急時環境放射線（能）モニタリングマニュアル」に基づき核サ研内の環境モニタリングの監視強化を原研から派遣された要員と協同行い、定期的に測定結果を現地対策本部へ報告できた。このことから、現地対策本部の環境モニタリングについて、習熟が図られているものと評価する。

④ 避難訓練

<実施内容>

核サ研内の従業員は、構内放送での緊急地震速報を受け、ヘルメットの着用、机の下等の安全な場所で身を守る安全確保行動を行い、避難した。また、現地対策本部は原電の発災状況及び群馬県赤城山噴火を考慮して屋内退避の継続指示を行った。

<評価>

核サ研内の従業員は、「地震発生時の対応について」及び「事故対策手順」に基づき、安全確保行動及び避難ができた。また、現地対策本部は原電の発災状況及び群馬県赤城山噴火を

考慮して屋内退避の継続指示ができた。

上記を踏まえ、核サ研内の従業員の避難について、習熟が図られているものと評価する。

⑤ 救護訓練

<実施内容>

(ア)TRP部現場対応班からの負傷者発生の連絡を受け、消防・警備班は正門警備所警備員に無線で連絡をとり研究所救急車の要請を実施するとともに、医務班は搬送先医療機関の調整を実施した。

(イ) TRP部現場対応班は、AAFにおける負傷者（1名）の発生を受け、直ちに119通報（模擬）するとともに現地対策本部へ負傷者の発生を連絡し、公設救急車が出動できないため、研究所救急車を要請した。また、負傷者の簡易サーベイを行い、全身を養生した状態で担架で屋外へ搬出した。その後、研究所救急車で現場に到着した医務班へ負傷者の負傷状況（外傷なし、自立歩行困難等）を引き継いだ。

<評価>

(ア)消防・警備班は、研究所救急車の要請を実施し、医務班は搬送先医療機関の調整を実施することができた。

(イ) TRP部現場対応班は、「事故対策規則」に基づき、負傷者の状況を医務班へ引き継いで搬送することができた。

上記を踏まえ、負傷者の救護活動について習熟が図られているものと評価する。

9. 2 第2部訓練

【総合訓練】

(1) 現地対策本部における訓練

① 情報共有訓練

<実施内容>

BE部現場対応班は、EAL事象の進展状況、応急措置の実施状況等について、「発生事象状況確認シート」、「事象進展対策シート」等を用いて、機構TV会議システムと書画装置で視覚的に現地対策本部内に情報共有した。

<評価>

BE部現場対応班は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、視覚情報を用いて現地対策本部内で情報共有できた。このことから、現場対応班及び現地対策本部の情報共有について習熟が図られているものと評価する。

② 応急措置訓練

<実施内容>

(ア)原子力防災管理者（現地対策本部長）は、機構TV会議システムや書画装置を用いてCPF排気モニタ警報吹鳴の状況を把握するとともに、「発生事象状況確認シート」によりEAL該当条件と該當時刻を確認し、SE02/GE02（前回の防災訓練とは異なるEAL）への該当を判断した。

(イ)現地対策本部は、BE部現場対応班から、応急措置（排気第1系統のバルブ閉止措置、ろ

紙交換等)を行っていることの説明を受け、作業完了の予定時刻を確認した。

<評価>

(ア)原子力防災管理者(現地対策本部長)は、「発生事象状況確認シート」に基づき、EALの判断根拠を明確にしてEAL該当を判断することができた。

(イ)現地対策本部は、応急措置の状況の説明を受けるとともに、必要な事項の確認を行うことができた。

上記を踏まえ、現地対策本部の応急措置について習熟が図られているものと評価する。

(2) 機構対策本部における訓練

① 機構内及びERCとの情報共有訓練

<実施内容>

(ア)機構対策本部 ERC 対応ブースは、現地対策本部が発信した情報(機構 TV 会議システムでの発話内容(ブリーフィング情報含む。))及び書画装置や共有フォルダを用いて共有した「事象進展対策シート」等の視覚情報を基に、発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等に関する内容を収集した。

(イ)機構対策本部 ERC 対応ブースは、書画装置により視覚情報を活用した上で、発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等に関する情報を ERC に対して提供した。また、EAL 判断に伴う ERC との原災法第 10 条事象確認会議、第 15 条事象認定会議(以下「10 条・15 条会議」という。)を実施した。その際に最悪の事態の進展予測についても説明した。

<評価>

(ア)機構対策本部は、「ERC 対応マニュアル」に基づき、現地対策本部から発生事象等に関する情報を機構 TV 会議システム等の活用によって収集することができた。

(イ)機構対策本部 ERC 対応ブースは、「ERC 対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」を意識して発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等の情報を ERC へ視覚的に分かりやすく共有することができた。また、ERC との 10 条・15 条会議を遅滞なく実施できた。

【個別訓練】

① 通報訓練

<実施内容>

現地対策本部は、発生したEAL事象について、BE部現場対応班からの報告を基に「発生事象状況確認シート」を用いて該当条件と該当時刻を明確にし、原子力防災管理者(現地対策本部長)によるEAL該当判断後、下表<EAL事象の発生に係る通報連絡の実績>に示す時間でERCへ通報文をFAXにより発信した。

<EAL事象の発生に係る通報連絡の実績>

発災施設	判断時刻	通報内容	発信時刻	所要時間
CPF	11:05	SE02/GE02<気体放射性物質の異常放出>	11:10	5分

<評価>

現地対策本部は、EAL事象の発生について、「現地対策本部の活動における基本動作」に基

づき、ERCへ通報連絡できた。このことから、現地対策本部からの通報連絡について、習熟が図られているものと評価する。

10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価

前回の防災訓練（令和6年12月3日実施）で抽出された改善点に対する取組状況は以下のとおり。

(1) 現地対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
<p>・問題点</p> <p>大洗原子力工学研究所でのEAL事象の発生に係る情報が優先され、核サ研からより緊急性が低い情報の機構TV会議システムでの発話が出来ない状況において、緊急時対策所でFAX受信済みの「トラブル等通報連絡票」（現場指揮所から緊急時対策所へ発信する通報文）に記載される負傷者発生に係る情報が現地対策本部内でタイムリーに共有されない場面があった。</p> <p><課題></p> <p>機構TV会議システムで発話出来ない状況において、「トラブル等通報連絡票」の内容は、ホットライン（電話）や書画装置によりタイムリーに現地対策本部内で共有する必要がある。</p> <p><原因></p> <p>現地対策本部では、現場対応班は、現場の情報について現場指揮所から機構TV会議システムで説明した後、「トラブル等通報連絡票」を作成して緊急時対策所へFAX発信する流れとしていた。また、複数拠点で発災した場合の機構TV会議システムによる発話は、命に影響がない負傷者情報よりEAL事象の発生に係る情報を優先するなど、情報の緊急性を考慮して行うルールとなっていた。</p> <p>このような考えのもと、大洗原子力工学研究所でのEAL事象に係る情報を優先して機構TV会議システムでの発話が出来ない場面において、現場対応班は、機構TV会議システムで説明（現地対策本部内で共有）していない</p>	<p><対策></p> <p>現場対応班は、機構TV会議システムで発話出来ない状況であっても、書画装置で資料を表示しながらホットライン（電話）等によって状況を説明して現地対策本部内に共有するようルール化し、訓練で習熟を図った。また、機構本部は、複数拠点同時発災時の情報共有（機構TV会議システムによる発話等）における留意事項について整理し、ルールへ反映した。</p>

<p>負傷者発生に係る第1報の情報を「トラブル等通報連絡票」へ記載して緊急時対策所へFAX発信したが、その内容についてホットライン（電話）等による説明をしなかった。</p> <p>このため、「トラブル等通報連絡票」に記載されている負傷者情報について、現地対策本部内でタイムリーに共有されない場面があった。</p>	<p><評価></p> <p>現場対応班は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき機構TV会議システムで発話できない状況において、現地対策本部に派遣した現場情報専任者及び現場情報専任補助者によるホットライン等を通じて、発生事象の状況を現地対策本部内に情報共有できたことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。</p> <p>【9.1【総合訓練】(1)①(ケ)】【完了】</p>
<p>・更なる改善事項</p> <p>各作業班や現場情報専任者からの情報を「連絡書」に記入して情報班長に手渡す方法は、確実に情報伝達でき、エビデンスも残る有効な手段であった（良好事例）。しかし、「連絡書」の記入時刻や内容に記載した事実の発生（又は確認）時刻の記載方法が曖昧な部分があり、今回問題は発生していないものの、今後、時系列や外部通報文の作成に混乱が生じる可能性が考えられる。</p>	<p><対策></p> <p>「連絡書」の記入時刻、内容に記載する事実の発生（又は確認）時刻の記入方法を明確にし、記入例（要領）を配備した。</p> <p><評価></p> <p>各作業班や現場情報専任者は記入例に従って「連絡書」の記載を行い、現地対策本部内に情報共有できたことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。</p> <p>【9.1【総合訓練】(1)①(コ)】【完了】</p>

(2) 機構対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
<p>・問題点①</p> <p>住民避難等の指示を国が判断するためには、10条・15条会議において、最悪の事態を想定した進展予測についても積極的に説明する必要があった。</p> <p><課題></p> <p>10条・15条会議では、最悪の事態を想定した進展予測についても積極的に説明する必要がある。</p> <p><原因></p> <p>10条・15条会議では、機構対策本部副本部長から「EAL 判断に対する補足、事態収束に向けた対策の方針、第15条事象への進展予測」について発話する運用としていたが、最悪の事態を想定した進展予測まで発話する運用となっていなかった。</p>	<p><対策></p> <p>下記をルール化した。</p> <p>①現地対策本部から機構 TV 会議システム上で、EAL への進展予測だけでなく最悪の事態を想定した進展予測（放射性物質の放出に至るタイミングや環境影響）についても情報共有させ、機構対策本部はその情報を収集する。</p> <p>②10条・15条会議の際には、機構対策本部副本部長から最悪の事態を想定した進展予測も合わせて発話する。</p> <p>③ERC 対応ブースの統括者は、10条・15条会議における機構対策本部副本部長を補佐する（最悪の事態を想定した進展予測を含む）。</p> <p><評価></p> <p>機構対策本部副本部長は、10条・15条会議において最悪の事態を想定した進展予測についても発話できた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。</p> <p>【9.2【総合訓練】(2)①】【完了】</p>
<p>・問題点②</p> <p>原子力施設事態即応センターから ERC へ、初動時において発災施設が有する主要なリスク源及び現実的なリスクの程度を情報共有することができず、発生事象の重要度について共通認識を図ることができなかった。</p>	

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
<p><課題></p> <p>発生事象の重要度について ERC 側と共通認識を図るために、初動時において発災施設が有する主要なリスク源及び現実的なリスクの程度について発話する必要がある。</p> <p><原因></p> <p>ERC に対して、初動時に事故・施設の現状（どのような作業を行っていて、地震等の影響で何が発生したのか）を整理して発話する運用としていたが、発災施設が有する主要なリスク源及びリスクの程度を発話する運用としていなかった。</p>	<p><対策></p> <p>ERC 対応ブースの統括者及び発話者は、発災施設が有する主要なリスク源及びリスクの程度（想定される原子力災害、GE 事象や更に進展した場合に環境影響がどの程度あるのか）を初動時に ERC へ発話するようにマニュアルを見直した。</p> <p><評価></p> <p>機構対策本部 ERC 対応ブースのホットライン担当は、初動の段階で、事故・施設の現状を現地対策本部へ確認し、様式に整理した。機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、その情報を書画装置を用いて ERC に対して情報共有できた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。</p> <p>【9.1【総合訓練】(2)①【完了】</p>
<p>・問題点③</p> <p>複数事業者同時発災時の ERC への情報提供においては、比較的リスクの高い事業者の発話が優先的かつ集中的に行われるため、リスクの低い事業者から共有したい情報（例；減容処理棟の公設消防鎮火確認時刻等）があっても、統合防災 NW 上での発話のタイミングを逸してしまい、ERC へタイムリーに情報提供できなかった。なお、重要度の高い情報については、ルールどおり「緊急、緊急」と伝えた上で割り込んで発話ができていた。</p> <p><課題></p> <p>他事業者からの情報共有が過密化している状況において、ERC に対して発話希望を伝えることができない。</p> <p><原因></p>	<p><対策></p> <p>マイクを使って発話希望を伝えられない場合は、視覚的（モニター上）に発話希望の意思を ERC へ示せるようなプレートを作成した。</p> <p><評価></p> <p>機構対策本部 ERC 対応ブースは、原電の発話が続く状況においても発話希望を伝えるように「JAEA 発話希望プレート」をカメラに表示することで ERC から発話を促してもらうことができた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9.1【総合訓練】(2)①【完了】</p> <p>ただし、本プレートを提示した際、緊急情報を発話すると ERC 側で誤解が生じたことから、今後も本プレートを活用し続けるには、</p>

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
<p>リスクの高い事業者の発話が優先的かつ集中的に行われる状況で情報共有の流れを乱すことを懸念し、ERC に対してマイクを通しての発話希望の問いかけができなかった。</p>	<p>ERC との認識合わせが必要である。</p>
<p>・問題点④</p> <p>原電とのホットライン担当者は、原科研で発生した EAL 事象を原電に情報共有した際に EAL 番号を伝達しなかったため、原電内で混乱（原科研において SE/GE01 が発生と誤認）が生じた。</p> <p><課題></p> <p>他原子力事業所と情報共有する際に、必要な情報を伝達する必要がある。</p> <p><原因></p> <p>「EAL 情報」、「進展予測」、「環境情報」を相互に共有すべき情報として定めていたが、原電とのホットライン担当者は EAL 番号を伝達するのを失念した。</p>	<p><対策></p> <p>他原子力事業所と情報共有する際に、必要な情報の漏れが出ないように、伝達（収集）すべきポイントを整理した連絡票を作成した。</p> <p><評価></p> <p>今回の訓練では、原電及び核サ研から OFC に派遣された要員間での情報共有について検証した。核サ研 OFC 要員及び原電 OFC 要員は、連絡票を用いることで、事象の進展予測や影響可能性などの必要な情報をお互いに収集することができた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。</p> <p>【9.1【総合訓練】(1)④(イ)】【完了】</p>

※機構対策本部の問題点③、④は、昨年度の原科研総合訓練で抽出した改善点を本訓練で検証したもの。

1.1. 訓練全体の評価結果

「1. 訓練目的」に示す「原子力災害が発生した時の原子力防災組織が有効に機能すること」及び「前年度から改善を図った事項の有効性を確認」については、達成目標に対する以下の評価結果から、一部課題は抽出されたものの概ね達成できたと評価する。

(1) 現地対策本部

- ① 同一地域複数事業所かつ複数施設同時発災時の情報共有の習熟及び新たな改善事項や良好事例の抽出を図ること。【第1部訓練】

(主な検証項目：OFC 要員は、原電からの発災情報を積極的に収集して機構対策本部及び現地対策本部内へ共有できること。)

- ・ OFC 要員は、原電からの発災情報を積極的に収集し、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、OFC の通信機器(PC・FAX)を使用して、機構対策本部及び現地対策本部に情報共有できた。【9.1【総合訓練】(1)④(イ)】

- ② EAL 事象を含む複数事象発生やマルファンクション等を組み合わせて想定したシナリオにおいて、現場における実動での災害応急活動及び現地対策本部での機構内外への情報共有の習熟を図ること。【第1部訓練】【第2部訓練】

(主な検証項目：現地対策本部は、現場対応班長から発信されるプラントや発生事象の状況等の情報を集約し、機構対策本部へ「発生事象状況確認シート」や「事象進展対策シート」等の視覚情報を用いて共有できること。現場対応班長は、マルファンクションに対し、必要な対応を指示できること。)

- ・ 現地対策本部は、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、発生事象の状況、応急措置等について、視覚情報を用いて機構対策本部へ情報共有できた。【9.1【総合訓練】(1)①(オ)】
- ・ 現場対応班長は、マルファンクションに対し、「事象進展対策シート」に基づき、必要な対応を指示できた。【9.1【総合訓練】(1)②(ウ)】

- ③ 他事業所発災を踏まえた防護措置等に係る対応を確認すること。【第1部訓練】

(主な検証項目：現地対策本部は、発生事象の状況把握と進展予測を行うとともに、原電での発災情報を踏まえた措置を指示できること。)

- ・ 現地対策本部は、周辺原子力施設における発災情報について、「現地対策本部の活動における基本動作」に基づき、機構対策本部からの情報共有システムを主とした情報収集を行い、原電の発災状況及び群馬県赤城山噴火を考慮した避難指示等の対応ができた。【9.1【総合訓練】(1)①(サ)】

- ④ ERC 対応班は、訓練等を通じて ERC への情報提供の習熟を図ること。【第1部訓練】

(主な検証項目：現地対策本部 ERC 対応者は、現地対策本部内の情報の整理・収集を行い、ERC への情報提供に備えることができること。現地対策本部 ERC 対応者は、ERC からの質問や機構対策本部からの要請があった場合、または補足説明や訂正が必要と判断した場合は、災害対策資料等の視覚情報を用いて説明できること。)

- ・ 現地対策本部の ERC 対応者は、現地対策本部内の情報を整理・収集し、ERC への情報提供に備えることができた。【9.1【総合訓練】(1)①(キ)】
- ・ 現地対策本部の ERC 対応者は、機構対策本部の説明内容に補足・訂正があった場合や

機構対策本部から回答要請があった場合に備え、説明に必要となる情報や資料を予測して災害対策資料等の説明資料を準備することができた。【9.1【総合訓練】(1)①(ク)】

⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。【第1部訓練】

- ・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

(2) 機構対策本部

① 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。【第1部訓練】 【第2部訓練】

(主な検証項目：機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。)

- ・ 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、「ERC 対応マニュアル」に基づき、発話者に対して ERC へ提供すべき情報の指示ができた。また、情報収集担当者に対して機構内への情報収集を指示できた。発話者は「ERC 対応マニュアル」に基づき、書画装置により「事象進展対策シート」等を活用した上で、プラント情報、収束対応戦略等に関する情報を ERC へ共有できた。上記から、統括者及び発話者の ERC 対応に係る技能の習熟が図れつつあることを確認できた。【9.1【総合訓練】(2)①】

② 同一地域複数事業所同時発災を踏まえた対応ができること。【第1部訓練】

(主な検証項目：機構対策本部は、通報文や統合原子力防災ネットワークシステム等を介して収集した原電の事故状況を機構対策本部内に共有できること。また、機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、原電からの発話が優先される状況においても、核サ研の状況を ERC へ伝達できること。)

- ・ 機構対策本部は、原電の情報を収集し機構内へ共有することができた。また、機構対策本部 ERC 対応ブースは、原電の発話が優先される状況においても、リエゾンを通じて、核サ研の情報を ERC へ提供することができた。【9.1【総合訓練】(2)①】

③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。【第1部訓練】 【第2部訓練】

- ・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

12. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の防災訓練において抽出された改善点(良好事例からの更なる改善点含む)は、以下のとおりである。

(1) 現地対策本部

・問題点①

他事業所での SE・GE 事象発生の通報連絡や火山噴火に伴う降灰予測情報を受けて、従業員の屋内退避、保安要員の確保とその他従業員の避難、降灰対策の指示・確認などを行ったが、残した各部の保安要員に対する防護措置等の対策も確認すべきだった。【9.1【総合訓練】(1)①】

<課題>

保安要員に対する防護装備等の状況を確認するためのチェックリストを整備する必要がある。

<原因>

発災施設の保安要員の防護装備等の確認は行っていたが、核サ研全体の保安要員（現地対策本部構成員、警備員等）に対する確認を怠った。

<対策>

他事業所又は自拠点発災時に、従業員の避難、保安要員の確保、防護措置等の対策が検討できるチェックリストを作成し、現地対策本部がそのチェックリストに基づいて、研究所内の対策の進捗状況・検討をするようルール化し改善を図る。

(2) 機構対策本部

・良好事例①

統合防災NW上のTV会議において、他事業者からの発話が優先され、機構対策本部から発話ができない状況に至った。その状況において情報収集担当者（リエゾン窓口）は、リエゾン経由でERCへ情報を伝達することを提案し、統括者の指示の下で、連絡メモやトレンドグラフ等の核サ研の発災事象の進捗が分かる資料をリエゾンへ送付することで、ERCへ情報共有した。【9.1【総合訓練】(2)①】

<課題>

リエゾン経由でERCへ提供する資料を再整理する必要がある。

<原因>

これまでは、リエゾン経由でERCへ提供する資料としては、

- ① 発話者がERCへ書画装置で説明した資料
- ② 重要度が低い情報（負傷者の続報等）であり、発話して伝達するほどではないものとして、続報はリエゾン経由で提供することでERCから了解が得られている資料と整理（ルール化）していた。しかし、統合防災NW上のTV会議において機構対策本部から発話ができない状況となったため、その状況においてもERCへ必要な情報を伝達するために、プレイヤーの臨機の対応によって、上記①②に関わらず事象の把握に必要となる資料をリエゾン経由でERCへ提供した。

<対策>

今回の対応を一過性のものとせず継続的な取組みとして定着させるため、リエゾン経由でERCへ配布する資料に「③ 上記①②に関わらずERCが事象を把握するために統括者が必要と判断した資料」を追加することをルール化しマニュアルに反映する。

以 上

防災訓練の結果の概要(個別訓練(その他の訓練))

1. 訓練の目的

本訓練は、「核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画」に定める原子力緊急事態支援組織との支援体制を踏まえ、原子力災害発生時における緊急時対応に係る技能の定着・維持・向上を図るとともに、あらかじめ定めた緊急時対応に係る各種機能が有効に機能することを確認するため、緊急時に備えた各種対応に係る個別訓練を実施した。

2. 実施期間

令和7年8月21日(木)～令和8年1月23日(金)

3. 実施体制、評価体制及び参加者

- (1) 実施体制：訓練ごとに実施責任者を設け、実施担当者が訓練を行った。詳細は「添付資料」のとおり。
- (2) 評価体制：実施責任者が評価した。
- (3) 参加者：「添付資料」のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法第15条事象が発生し、高放射線環境下における現場での応急措置が必要となる事態を想定した。

5. 防災訓練の項目

個別訓練(その他の訓練)

6. 防災訓練の内容

遠隔機材の操作訓練

7. 訓練結果の概要及び個別評価

【実施内容】

- ・ 偵察用ロボット及び作業用ロボットについて、走行、ガレキ撤去等の実操作訓練を実施した。
- ・ 小型無人ヘリについて、ホバリング、移動、旋回等の実操作訓練を実施した。

【評価】

- ・ 原子力緊急事態支援組織が保有する遠隔機材の操作ができることを確認した。評価結果は、「添付資料」のとおり。

8. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

個別訓練(その他の訓練)で抽出された今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

以上

個別訓練（その他の訓練）の概要

(1) 遠隔機材の操作訓練

- ・実施日*：令和7年8月21日、8月22日、11月20日、11月21日、
令和8年1月22日、1月23日
- ・参加人数：5名

概要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の 改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
遠隔機材の操作訓練 ・偵察用ロボット及び作業用ロボットの操作訓練を実施 ・小型無人ヘリの操作訓練を実施	①福島廃炉安全工学研究所 安全管理部 遠隔機材運用課長 ②核燃料サイクル工学研究所 緊急時遠隔機材運用班員 5名（操作要員）	良	なし	・練度向上のため継続して実施

*遠隔機材の操作訓練に1人1回（2日間）参加